

平成 27 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社カイオム・バイオサイエンス
代表者名 代表取締役社長執行役員 CEO 藤原 正明
(コード：4583 東証マザーズ)
問合せ先 取締役執行役員 CFO 清田 圭一
(TEL. 03-6383-3746)

内部統制システムに関する基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 14 日開催の当社取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を改定することを決議しましたので、お知らせします。改定後の内容は下記の通りです。

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役・使用人は、法令・定款ならびに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
 - (2) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、適切に保存および管理を行う。
 - (2) 取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、取締役会規程、組織関連規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
 - (2) 全社的な経営目標を定め、その達成に向けて具体策の立案および進捗管理を行う。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定める。
 - (2) 内部監査部門は、関連部署と連携して、グループ各社に対して内部監査を実施する。
6. 監査役を職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を配置する。
7. 監査役を職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役を職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - (2) 監査役補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者は監査役に係る業務を優先する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

当社取締役および使用人並びに子会社の役員は、当社監査役の求めにより、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について都度報告する。

9. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとし、その取扱いについて周知徹底を図る。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に関して生じる費用については、監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役職務の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

以 上